

# 福祉人材無料職業紹介所の取扱範囲

福祉人材・研修センターが行う福祉人材無料職業紹介事業の斡旋対象事業所及び取扱対象者の取扱い範囲については次のとおりです。

## 1 あつ旋対象事業所

- (1) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する事業所  
(ただし、事業実施者が社会福祉法人の場合は公益事業も含む)
- (2) 介護保険事業所（社会福祉事業以外）  
介護保険法に規定する介護保険事業所
- (3) 障害者総合支援法に規定する事業を行う事業所
- (4) 地方自治体の条例又は補助に基づく福祉関係事業を行う事業所
- (5) 行政が実施する相談所  
福祉事務所、児童相談所、更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター等
- (6) 上記以外で対象となる事業所  
社会福祉分野の国家資格を持つ専門職（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士等）の場合は、（1）～（5）以外の社会福祉を目的としない事業を行う事業所を含む  
〈例〉ショッピングセンター内の託児所の保育士を募集する株式会社

## 2 対象者

上記（1）～（6）の従事者及び上記（1）～（6）に従事しようとする者（ただし、公益法人が実施する高齢者や障害者、児童等を対象とする公益目的事業の従事者及び従事しようとする者を含む）